

処分対象財産表

整理番号 No. 2 8 5

作成年月日：令和 8 年 7 月 1 日

基 本 事 項	口 座 名	古川 1 号・2 号住宅跡地		
	前 用 途	県職員宿舎	担 当 課	管財課
	所 在 地	大崎市古川南新町 9 6 番		
	住 居 表 示	大崎市古川南新町 3－5 0		
	面 積 (登 記 簿 面 積)	1, 6 9 2. 1 7 m ² (1, 6 9 5. 7 1 m ²)	地 目 (登 記 簿 地 目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	・ 更地		
	地形・地勢	・ 間口約 1 8 m、奥行約 5 5 mの不整形地 ・ 地勢は平坦		
	道路の状況	・ 敷地西側で幅員約 4. 5 ～ 5 mの舗装市道に接道しています。詳細は大崎市建設部建設課に確認してください。 ・ 敷地北側で幅員約 4 mの未舗装の位置指定道路に接道しています。詳細は大崎市建設部建築指導課に確認してください。		
	私道負担	—		
	土地境界の確認	(令和 5 年 2 月 1 7 日)	国土調査	(平成 5 年 1 0 月)
	占有物	・ 敷地南側の隣接地より、排水管が一部越境しています。		
	付属物等	・ 敷地の周囲に侵入防止のための木柵を設置しています。 ・ 解体工事に伴う既存杭の引き抜き工事において、撤去できなかった残置杭が地中に埋設されています。		

法規制等	都市計画法	都市計画	都市計画区域内（非線引き区域）		
		用途地域	第二種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	建築基準法	地区・街区等	居住誘導区域		
	その他の法令	建築物の制限 法令及び規制の名称	・ 建築基準法第22条第1項指定区域（屋根不燃化区域） ・ 建築基準法第23条（木造建築物等外壁の準防火性能に係る制限）		
			・ 大崎市景観計画に基づく市街地景観エリア内です。 ・ 都市再生特別措置法に基づく大崎市立地適正化計画の居住誘導区域内です。 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に該当するため、土地の形質変更、土石の堆積を行う場合、大崎市の許可や届出が必要になる場合があります。詳しくは大崎市市役所建築指導課へお問合せ下さい。		

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水：0.0m以上0.5m未満 雨水出水（内水）：10cm以上50cm未満 高潮：区域外

諸 事 項	供 給 施 設・排水 施 設 の 状 況	電 気	東側水路付近に配線有り	ガ ス	接面道路にあり (都市ガス)
		上 水 道	接面道路に配管有り (本管口径：100mm)	下水道	引き込みあり (引込管口径：100mm)
		備 考	・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】古川ガス株式会社 【上水道】大崎市役所上下水道部 【下水道】大崎市役所上下水道部		
	交 通 機 関	バ ス	宮城交通バス 南町団地入口 停留所まで約0.3 km 宮城交通バス 栄町東 停留所まで約0.4 km		
		鉄 道 等	J R 東北陸羽東線 古川駅まで約1.2 km		
	公共施設等		・大崎市役所 約1.2 km (徒歩約15分) ・大崎市立古川第三小学校 約1 km (徒歩約13分) ・大崎市立古川南中学校 約1.6 km (徒歩約20分)		

	その他参考事項	・建物解体工事に伴う既存杭の引き抜き工事において撤去できなかった残置杭が埋設されています。現状での引渡しになりますので、残置杭の撤去が必要となる場合の費用は買受者の負担になります。 ・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・この土地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・敷地の地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等の有無については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・都市計画区域（非線引き）内のため、3,000㎡以上の土地の開発行為については、都市計画法に基づく許可が必要となります。また、3,000㎡未満であっても、1,000㎡以上の土地の開発を行う場合には、「大崎市開発指導要綱」に基づく申請が必要となります。詳細は、大崎市役所建築指導課へお問合せ下さい。
--	----------------	--